

平成 30 年度の地域包括支援センターの予算について

1 基幹型地域包括支援センター

運営事業委託料 23,940 千円

(主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士 各 1 名)

2 平成 30 年度の春日井市地域包括支援センターの委託料内訳

(1) 運営事業委託料

担当地区の 65 歳以上 人口	職員体制	年間委託 料(千円)	か所数	該当する 地域包括支援センター
7 千人以上	6 人を 想定	28,190	8	坂下、藤山台・岩成台、 高蔵寺、南城、柏原、 東部、鷹来、松原
7 千人未満	5 人を 想定	25,940	4	高森台・石尾台、西部、 中部、知多・味美

(2) 担当地域の再編に伴うもの

ア 名称変更に伴うリーフレットの修正・再作成

1 センターあたり 100 千円 (9 センター)

【該当センター：

坂下、高森台・石尾台、南城、東部、鷹来、柏原、中部、西部、味美・知多】

イ ケアプランの引継ぎ事務にかかる経費

ケアプラン 1 件につき 千円 (センター)

【該当センター：

】

ウ 日常生活圏域において開催する地域ケア会議開催費用

1 センターあたり 200 千円 (7 センター)

【該当センター：

坂下、高森台・石尾台、東部、鷹来、柏原、西部、味美・知多】

エ 家賃補助

- ① 新たに地域包括支援センターを設置するにあたり、法人が保有する施設以外で建物を賃貸する場合

家賃の上限は年間 180 万円を限度とし、その 2 分の 1 を補助とする。

【該当センター：藤山台・岩成台、高蔵寺】

- ② 担当地域が広範囲等によりサブセンターを設置する場合

家賃の上限は年間 180 万円を限度とし、その 4 分の 1 を補助とする。

【該当センター：中部】